

別紙

諮問第1012号、第1013号

答 申

1 審査会の結論

「110番処理簿」及び「苦情処理及び参考郵便物に関する文書」を不存在を理由として非開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件各開示請求に対し、警視総監が令和4年7月20日及び同月21日付けで行った不存在を理由とする本件各非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件各審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各非開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求は、令和5年3月20日に審査会にそれぞれ諮問された。

審査会は、令和6年4月26日に実施機関からそれぞれの理由説明書を収受し、同年5月22日（第181回第三部会）から同年7月31日（第183回第三部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 審議の併合について

諮問第1012号及び第1013号は、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

#### イ 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令をした通報内容や、指令を受けた警察署の警察職員が現場に臨場して取り扱った事件、事故等の処理結果を記録するために作成されるものである。また、110番通報及びその処理に関して「警視庁警察通信規程」（昭和49年9月5日付訓令甲第17号）で規定され、通報を受理した関係所属長等は、直ちに必要な措置を執り、その処理結果を速やかに通信指令本部長に連絡するとともに、110番処理簿を作成しなければならない旨定められている。

#### ウ 苦情の処理手続について

実施機関における苦情処理の手続については、「広聴事案の処理手続に関する規程」（平成13年東京都公安委員会規程第3号）及び「広聴事案の処理手続に関する規程の運用について」（平成13年5月31日通達甲（副監．総．広．聴1）第16号。以下「広聴処理通達」という。）により、定められている。

同通達では、警察署に文書による苦情の申出があった場合、当該警察署で受理するものとし、取扱責任者（警察署にあっては副署長又は次長）に報告するとともに、申出事項を確認し、「苦情処理一覧簿に所要事項を記載して、当該苦情の申出者に所属名及び受理番号を通知した後、苦情申出の概要を苦情処理票に記載しなければならない。」とし、苦情受理時に作成する書類（以下「苦情関係書類等」という。）について定められている。

また、報告を受けた取扱責任者は所属長に報告するものとし、報告を受けた所属長は苦情処理票の写し及び苦情申出書の写しを広報課長に送付することとされている。

## エ 実施機関における郵送による文書等の收受について

本件各非開示決定時における実施機関での郵送による文書等の收受について、「警視庁公文書管理規程」（平成13年3月21日付訓令甲第6号。以下「公文書管理規程」という。）9条2項では、送達された公文書（電子文書を除く。）の配布を受けた者は、公文書の收受、登録等の業務を処理する文書管理総合システムに所要事項を登録して收受番号を取得した後、当該送達された公文書（電子文書を除く。）に「受付印」を押印し、收受番号を記載して收受の経過を明らかにするものとする旨定められている。

また、公文書管理規程9条3項では、部外から送達された公文書（電子文書を除く。）のうち、警察として対応を図る必要がないと認めたものについては、公文書管理者（警察署にあつては各課長（課長の配置のない課にあつては、副署長又は次長））の指示を受け、別記様式第3号の「参考郵便物等処理簿」に所要事項を記載して、所属長の決裁を受ける等、受領の経過を明らかにするものとする旨定められている。

## オ 公文書の保存期間及び延長について

公文書管理規程27条では、実施機関における公文書の保存期間が定められ、「文書分類基準表」により公文書の分類ごとに保存期間が定められている。また、同規程28条では、保存期間の起算日は、「作成した公文書は当該公文書の作成日」、「作成した公文書のうち発行したものは発行日」、「取得した公文書は取得日」の翌年の4月1日とし、それぞれの公文書の保存期間が満了する日まで保存することとなる。

さらに、同規程29条では、公文書には、該当する保存期間及び保存期間が満了する年月日を表示するものとする旨定められている。

次に、同規程30条2項各号に掲げる公文書については保存期間を延長しなければならないとされており、延長事由は、(1)現に監査、調査等の対象となっているもの(2)現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの(3)現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの(4)開示請求等があったものとされている。

## カ 本件各非開示決定の妥当性について

(ア) 本件請求個人情報1に対する非開示決定について

本件開示請求1に係る請求個人情報1は、「私が令和2年〇月〇日に〇〇警察署の警察官に取り扱われた際の110番処理簿」(以下「本件請求個人情報1」という。)であり、審査請求人は、本件請求個人情報1は存在するはずである旨主張する。

実施機関は、本件請求個人情報1である110番処理簿の保存期間は1年であり、〇〇警察署地域課において本件請求個人情報1に係る110番処理簿を検索・調査したが、令和2年中に作成された110番処理簿は保存期間が満了し、本件請求個人情報1は存在しないことを確認しており、さらに、本件審査請求を受理した以降に改めて検索・調査したが、本件請求個人情報1の存在は確認できなかったと説明する。

審査会が確認したところ、110番処理簿の保存期間は、公文書管理規程に基づき実施機関が定めた文書分類基準表によって1年とされている。この点について検討するに、保存期間が満了する日は、公文書管理規程により、「作成した公文書は当該公文書の作成日」の翌年の4月1日から起算して当該保存期間が満了する日となり、本件請求個人情報1については、令和2年中に実施機関が作成した110番処理簿であって、同文書は、令和3年度末で保存期間が満了するものであることから、開示請求日時点においては、既に廃棄済みであると考えるのが相当である。

これらを踏まえると、本件請求個人情報1が存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、審査請求人及び実施機関の主張書面からは公文書管理規程30条2項に規定する公文書の保存期間を延長しなければならない各事由を認めるに足りる特段の事情もないことから、本件請求個人情報1について、不存在を理由に非開示とした決定は妥当である。

#### (イ) 本件請求個人情報2に対する非開示決定について

本件開示請求2に係る請求個人情報は、「私が令和2年〇月〇日付けで「〇月〇日不適切な言動である事について」と題した文書を〇〇警察署宛てに郵送した際に作成された文書(私が送った文書を含む。)上記に関して、〇〇警察署に追加で郵送令和3年〇月頃にした診断書類を含む。私が送った文書の内容は令和2年〇月〇日に〇〇警察署の警察官に取り扱われた際の苦情となります。」(以下「本件請求個人情報2」という。)であり、その内容から、警察に対する苦情申出やその処理過程において収受した文書等に係る個人情報を求めているものと認められ

る。

実施機関は、本件請求個人情報2に該当する文書として苦情関係書類等及び参考郵便物等処理簿を特定した上で、各公文書は1年保存の公文書に該当し、令和2年中に作成及び取得した公文書は保存期間満了のため、既に廃棄しており、保存期間中のものは審査請求人の住所、氏名等で各公文書を検索・調査したが、いずれも審査請求人が主張する記録は確認できなかったと説明する。

また、審査請求人が郵送したとする文書について文書管理総合システムで当該文書の收受番号を取得した記録等はなく、同システムにより審査請求人の住所、氏名等で検索したが、審査請求人が郵送したとする文書は確認できなかったとのことである。

審査会が確認したところ、本件請求個人情報2に該当する各公文書の保存期間は、公文書管理規程に基づき実施機関が定めた文書分類基準表によって1年とされている。この点について検討するに、保存期間が満了する日は、公文書管理規程により、「作成した公文書は当該公文書の作成日」、「取得した公文書は取得日」の翌年の4月1日から起算して当該保存期間が満了する日となり、本件請求個人情報2について、令和2年中に作成及び取得した公文書は、令和3年度末で保存期間が満了するものであることから、開示請求日時点においては、既に廃棄済みであると考えるのが相当である。また、審査請求人及び実施機関の主張書面からは公文書管理規程30条2項に規定する公文書の保存期間を延長しなければならない各事由には該当しないと認められる。

次に、令和3年以降に係る本件請求個人情報2について検討するに、実施機関は本件請求個人情報2について該当する公文書は検索するも存在しない旨説明するところ、実施機関の苦情の処理手続及び文書の收受要領は広聴処理通達及び公文書管理規程に則って実施していることから、本件請求個人情報2に関して、他に公文書の作成・取得を必要とする事情は認められない。

これらを踏まえると、本件請求個人情報2について存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情もないことから、本件請求個人情報2について、不存在を理由に非開示とした決定は妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表 本件各非開示決定

	<p>本件開示請求 (本件請求個人情報)</p>	<p>非開示(不存在)の理由</p>	<p>諮問番号</p>
<p>1</p>	<p>私が令和2年〇月〇日に〇〇警察署の警察官に取り扱われた際の110番処理簿</p>	<p>令和2年〇月〇日に〇〇警察署で作成された110番処理簿は、令和4年3月31日で保存期間が満了しており、既に廃棄されているため、存在しません。</p>	<p>第1012号</p>
<p>2</p>	<p>私が令和2年〇月〇日付けで「〇月〇日不適切な言動である事について」と題した文書を〇〇警察署宛てに郵送した際に作成された文書(私が送った文書を含む。)上記に関して、〇〇警察署に追加で郵送令和3年〇月頃にした診断書類を含む。私が送った文書の内容は令和2年〇月〇日に〇〇警察署の警察官に取り扱われた際の苦情となります。</p>	<p>苦情処理及び参考郵便物に関する公文書の保存期間は1年であるため、令和2年12月31日以前に作成又は取得したものについては、保存期間が満了しており、保有しておらず、存在しません。</p> <p>また、令和3年1月1日以降の当該開示請求に係る苦情処理及び参考郵便物に関する公文書については、作成又は取得しておらず、存在しません。</p>	<p>第1013号</p>